

平成27年度第8回宇治市情報公開審査会会議録（公開用）

会議名	平成27年度第8回宇治市情報公開審査会
日時	平成28年2月24日（水） 午後2時00分～午後2時50分
場所	宇治市役所 8階 大会議室
出席者	（委員）毛利会長 片桐委員 橋本委員 吉田委員 吉松委員 （事務局）本城副部長 松井主幹 吉野主事 豊田主事 （傍聴者）1人（報告事項は公開・審議事項は非公開）
<p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について（事務局）</p> <p>（1） 本日の予定について</p> <p>ア 宇治市情報公開条例の一部改正について（報告事項）</p> <p>イ 公文書非公開決定に係る異議申立てについて（審議事項）</p> <p>（2） 資料説明</p> <p>事務局から、宇治市情報公開条例の一部改正について及び公文書非公開決定に係る異議申立てについての資料の説明を行った。</p> <p>3 報告事項 宇治市情報公開条例の一部改正について</p> <p>（1） 事務局から、資料に沿って、説明を行った。</p> <p>（2） 質疑応答</p> <p>（委員） 審査庁から諮問等が来た際、改めて意見陳述を行うのか。</p> <p>（事務局） 場合によっては、第三者機関が関係人を呼び、意見陳述を行うこともある。</p> <p>（委員） 条例第22条だと、意見を述べる機会を与えなければならないとなっているが、それはよいのか。2回やるということか。</p> <p>（事務局） 情報公開条例上は審理員制度から適用除外となっており、行政不服審査法では、審理員で意見陳述をした上で意見書を審査庁に提出し、審査庁が第三者機関に諮問し、答申を受ける形になる。しかし、情報公開条例上は、これまでどおりのこの審査会で審議いただくこととなり、審理員を間に挟まないため、意見陳述もここだけのものとなる。</p> <p>（委員） 意見書等を審査庁に提出して、審査庁から審査会に送られてくることになるという自治体もあるが、宇治市はどうか。当事者の意見陳述は審理員を省略するため、審査会で行うことになるが、文書を提出してもらうよう依頼する主体は審査会ではなく、審査庁になるのか。</p> <p>（事務局） 条例第23条の文言は変えているが、実質的には変えていないため、結果としては変わらないと考える。</p> <p>（委員） 審査庁の権限は審査会とは関係ないが、こちらが出した答申についてもう一度検討できることになるのか。</p>	

（事務局） 答申の拘束力についてだと思うが、改正前改正後にかかわらず、法的に必ずしも拘束されるものではないが、尊重し裁決することは今後も変わらない。

（委員） 第18条第3項で、尊重しということが規定されているが、これまではなかったのか。

（事務局） 第17条第2項で同じことを規定している。

（会長） よろしいか。以上で本報告事項は終了とし、次の案件に移る。

4 審議事項 公文書非公開決定に係る異議申立てについて

会長から、本審議事項については、非公開にて審議するとの説明が行われた。

○非公開部分の概要

(1) 事務局から、資料に沿って、答申案等について説明を行った。

(2) 答申案等について、審議が行われた。

(3) 答申の最終的な文言は会長が確認することとし、本件審議を終了した。

5 その他連絡事項等について

現在のところ、他に諮問する案件はなく、次回審査会の開催は未定であることの説明を行った。

6 閉会

（会長署名）